

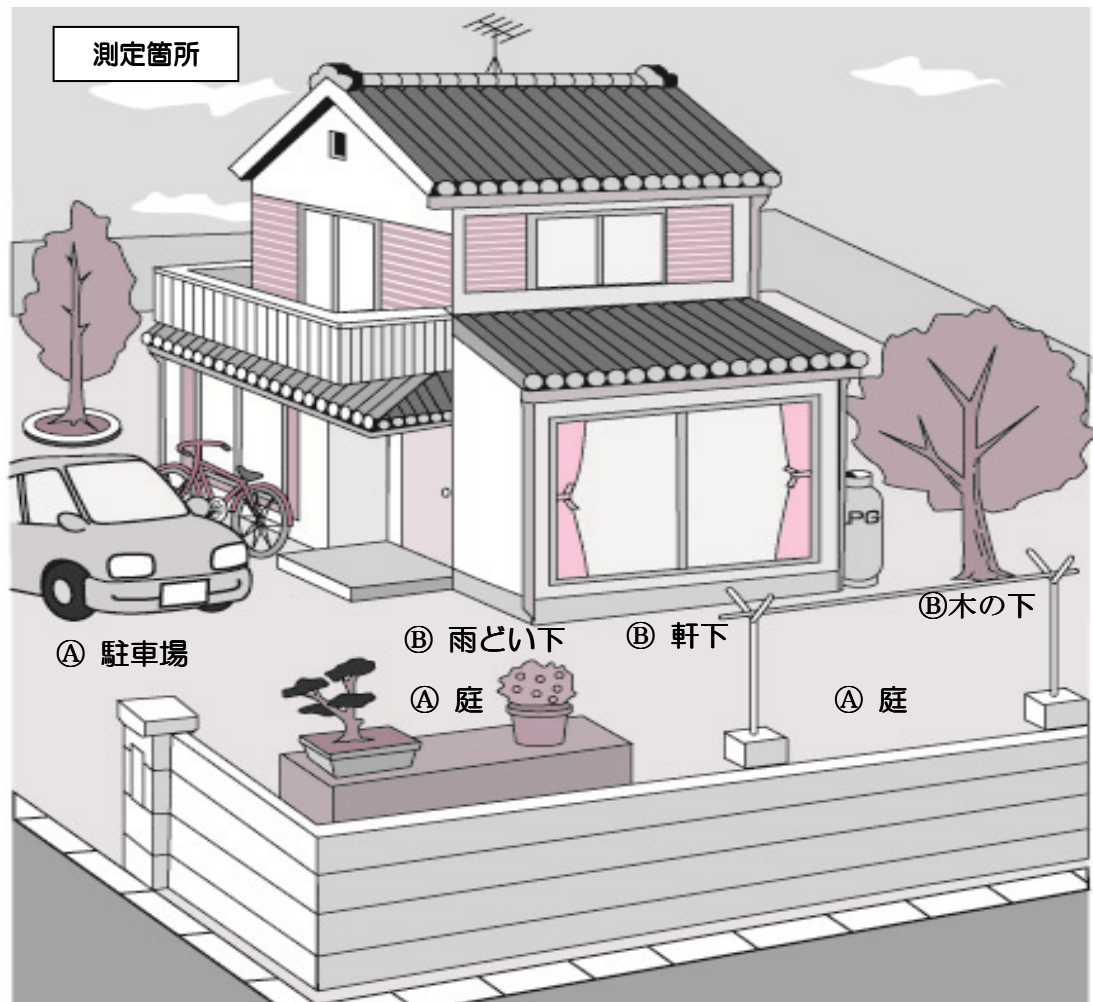
一般住宅（個人宅・集合住宅）の測定及び除染について

①予約について

測定・除染は、土地の所有者等の立会い、ご協力をいただくことから、電話等での予約を事前にしております。

②測定及び除染作業

当日は、市の職員が、除染作業前に①生活空間における空間放射線量率や②局所的に高い地点（ホットスポット）の空間放射線量率をそれぞれ測定した上で、地上1mの高さで測定した結果に基づき以下のとおり除染を実施します。



- ・ ①の測定結果が、平均で1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の場合

土地の所有者等が独自で除染を実施します。（市では実施しません。）

- ・ ②の各々の測定結果が、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の場合

所有者等の協力を得ながら、市職員とともに②局所的に高い地点（ホットスポット：雨樋下など）の除染を実施します。（雨どい下の土の除去や木下などの落ち葉の除去等）

※ 私有地内での作業となりますので、測定時は、所有者等の立会い、除染時は所有者等の協力が必要となります。

※ 要援護者単身世帯又は要援護者のみで構成される世帯への対応については、測定結果に基づき、市が除染を実施します。

※ 除染で発生した放射性物質を含む土壌等については、現場保管が原則のため、土地の所有者等と相談しながら、庭等の隅に穴を掘り、埋めて保管します。